

いて康にをたを成る格教  
行な充重つ愛者な育  
わ国ちんとしと國完の  
な民たじび、し家成目  
教けの心、個て及を的  
育れ育身自勤人真びめ  
基ば成と主労の理社ざ教育  
本なをも的と価と会し育  
法ら期に精貴值正の平は  
( )なし健神任を義形和人

# 学校保健

財団法人 日本学校保健会会報  
昭和33年7月1日発行(隔月1回1日発行)

編集発行 日本学校保健会 岩原 拓  
東京都港区西久保 明舟町10番地  
電話 (50) 3785  
9974  
振替口座東京 98761  
印刷所 伊東進歩堂 東京都文京区東青柳町30

価格 1部15円(送料とも)



時評

## 学校保健主事への期待

学校保健法の施行に伴い、学校教育法施行規則を改正して、学校保健主事がおかれるようになつた。昭和二十四年以来の要望がいれられたと考えることもできる。しかし、これまで法規によつて設置されていたのではないから、保健主事の活動と実績には著しい学校差がみられた。今後はこの学校差がなくなるだろう。

学校保健主事は労働衛生における主任衛生管理者に匹敵する存在である。衛生管理者のうち医師にあらざる衛生管理者の存在によつて、戦後の労働衛生は著しい発展をしたといわれている。学校保健も学校教育の一環であり公衆衛生の一環である。この点から学校保健主事は貴重な存在であつて、学校保健の発展の鍵がここに潜んでいると考えられる。しかし従来からの教員養成の実際に照してみて、学校保健主事の保健についての理解には、今後の努力が要求されている。一校一名の学校保健主事であるから、どうしても、学校保健主事相互の連絡協議研修を考えねばならない。全国学校保健主事会がここ一一二年の奔走で一応成立していることは御同慶にたえないが、その活動を大いに充実していくか

学校保健法の施行による新しい出発点において、特に学校保健主事の組織的な活動に関係者一同は大きな期待をもつてゐるのである。この活動によつて、最も大きな利益を得るのは児童生徒と教育そのものである。健康が学習能率を向上し、教育の効果を大ならしめるものであることを学校保健主事の活動によつて示してもらいたいものである。

### 第二十六号目次

頁

- ◇時評・学校保健主事への期待 一
- ◇適格な運営と周知方を要望 (学校保健法施行に関する次官通達) 二
- ◇実施基準も通達 (文部省体育局長から) 六
- ◇食中毒など予防を要望 (文部省体育局長から注意を通達) 六
- ◇学校安全と重大災害の実例 六六
- ◇学校保健用品推せん公告 六七
- ◇奥村副会長、岩原理事長晴れ 八
- ◇地方だより 八七

学校保健法の解説が立案担当者の総力を結集して出版されました。学校保健関係者にとって最大の実務参考書であります。至急申込んで下さい。(本誌第五頁参照)

お 知 ら せ

# 適格な運営と周知方を要望

## 学校保健法施行に関する次官通達

学校保健法は、一部の規定を除いて去る六月一日から施行されたが、文部省では、法の適正な運営を期し、六月十六日付の次官通達で、各國・公・私立大学長、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事に対し次のような事項を示すとともに各市町村当局並に各私立学校に対しても主旨の周知徹底を計るよう要望した。

文体保第五四号（昭和三十三年六月十六日）

各国・公・私立大学長

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事  
文部事務次官 稲田 清助

〔殿〕

こととなるものであります。

ついては、下記事項に御留意の上

法の適格な運営を図るようお願いします。

なお、都道府県の教育委員会においては管下各市町村当局に対して、都道府県知事においては所管の各私立学校に対し、この旨を周知徹底されるようお願いします。

### 一、法制定の趣旨

法は、児童、生徒、学生および幼児ならびに職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため、健康診断、健康相談、伝染病の予防その他の学校における保健管理に関する必要な事項を定めたものであること（法第一条）。

なお、法において「学校」とは学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第一条に規定する学校をい

うものであること。

### 二、学校保健計画

学校においては、児童、生徒、学生または幼児ならびに職員の健康診断その他その保健に関する事項について、法、令および規則の規定に従いながらその地域その学

校の実情に応じた具体的な実施計画を立て、これを実施しなければならないものであること（法第二条）。

学校においては、児童、生徒、学生および幼児の健康診断は、従前の学校身体検査代替るものであるが、従来の身体検査がやや形式に流れていたので、学校においては、毎学年、定期に健康診断を行なわなければならぬことおよび必要があるときは臨

時に行なわれる統一的立法はなかつたの

であります。法は制度の全般にわたり必要な基本的な事項を総合的に規定いたしたものであり、今後学校における健康管理に関しては、法、令および規則に基いて実施される

従来学校における保健管理制度全般にわたる統一的立法はなかつたのであります。法は制度の全般にわたり必要な基本的な事項を総合的に規定いたしたものであり、今後学校における健康管理に関しては、法、令および規則に基いて実施される

学校においては、換気、採光、照明および保溫を適切に行い、清潔を保つ等日常学校内の環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならないものであること（法第三条）。

学校においては、検査の項目、健康診断の方法および技術的基準などを規則において整備することとし、また、学校においては、これらの健康診断の結果に基き、疾病的予防処置を行い、または治療を指示し、ならびに運動および作業を軽減するなど適切な事後措置をとらなければならぬこととし、この事後措置についても規則においてその基準を整備したものであること（法第六条および第七条、規則第三条から第八条まで）。

### 六、職員の健康診断

学校の職員の健康診断は、学校の設置者が行わなければならない

たてまえとし、また市町村立の義務教育諸学校の校長および教員の結核に関する定期の健康診断につ

いては、特に都道府県の教育委員会において統一的に行なわなければならぬこととし、これらの健康診断の検査の項目、健康診断の方法および技術的基準ならびに健康診断の結果に基く事後措置の基準などを規則において整備したものであること（法第八条および第九条、規則第九条から第一八条まで）。なお、法において「職員」とは学校の校長、教員、事務職員、技術職員、助手およびその他の学校に置かれる職員をいうものであること。

また、法第八条第一項および第三項ならびに第九条第一項において「学校の設置者」とは、学校教育法第二条第一項および第一〇二条第一項の規定による学校の設置主体をいうが、具体的な事務の處

# よい子の健康を守る

お子様用総合ビタミン

ポポン末液

25g 260円・100g 900円・15cc 300円



SHIONOGI

一番新しい…効果の優れた

# 虫下し

蛔蟲・蛲蟲が  
同時に下りる

ペキシソ錠

- ▶ 虫がよく下りる
- ▶ 絶食が要らない
- ▶ 下剤も要らない
- ▶ 副作用がない

20錠 100錠



あるが、公立大学に関しては地方自治法（昭和二二年法律第六七号）に、大学以外の公立学校に関しては地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三一年法律一六二号）にそれぞれ事務の委任の規定があるので、これらの学校に関しては、それらの法律の特別の定めによることとし、その他の国立または私立の学校については、校長に委任することができるとしたものであること（法第二

(一)十三、附則関係事項  
学校薬剤師の設置

学校薬剤師は、法第一六条第二項の規定にかかわらず、昭和三六年三月三一日までの間は、置かれることができるものとされたこと（法附則第二項）。

(二) 適当であること  
学校教育法第一二条の改正

学校教育法第一二条の改正  
学校教育法第一二条は、全文改  
正され、同法が基本法であり、法  
はいわば同法の特別法として別に  
定められたものであることを明ら  
かにしたこと（法附則第三項）。

（一）結核予防法第四条第四項の改正  
従前の結核予防法（昭和二六年  
法律第九六号）第四条第四項では  
結核予防法以外の法令による健康  
診断を結核予防法第四条第一項の  
規定により健康診断の実施義務を  
有する使用者、校長又は施設の  
長が行つた場合においてのみその

(三) 結核予防法第四条第四項の改正  
がにじたこと(法附則第三項)

従前の結核予防法（昭和二六年法律第九六号）第四条第四項では結核予防法以外の法令による健康診断を結核予防法第四条第一項の規定により健康診断の実施義務を有する使用者、校長又は施設の長が行つた場合においてのみその

結核予防法以外の法令による健康診断を結核予防法第四条第一項の

規定により健康診断の実施義務を有する使用者、学校長又は施設の長が行った場合においてのみその

(四) 実施義務を免除していたのであるが、今回の改正により、その対象者はに対して健康診断が行われれば、学校長等の実施義務者以外の者が行つた場合においても学校員等の実施義務者が行つたものとなししてその実施義務を免除することとしたのであつて、都道府県の教育委員会が市町村立の義務教育諸学校の校長および教員に対して結核に関する定期の健康診断を行つた場合においても、健康診断の実施義務者が健康診断を行つたものとみなされ、結核予防法においてさらにかねて健康診断を行ふ必要がないものとしたものであること(法附則第四項)。

実施義務を免除していたのであるが、今回の改正により、その対象者はに対して健康診断が行われねば、学校長等の実施義務者以外の者が行つた場合においても学校長等の実施義務者が行つたものとなしてその実施義務を免除することとしたのであつて、都道府県の教育委員会が市町村立の義務教育諸学校の校長および教員に対して結核に関する定期の健康診断を行つた場合においても、健康診断の実施義務者が健康診断を行つたとみなされ、結核予防法においてさらにかねて健康診断を行ふ必要がないものとしたものであること（法附則第四項）。

(四) 関係法令の改廃  
法、令および規則の施行とともに、なつて、関係法令に所要の改正を行ひ、または従前の法令を廢止したこと。

- (1) 昭和二九年一月一九日付文知  
保第九四二号初等中等教育局長通  
達「保健室の設備並びに学校医及  
び学校歯科医の職務等について」

(2) 昭和二九年七月一四日付文知  
保第四一五号初等中等教育局長通  
達「学校教育法施行規則の一部を  
改正する省令の制定について」

規則附則第五項において学校教育法施行規則（昭和二年文部省令第一号）の一部を改正し、土学および幼稚園以外の学校に、特別の事情のある場合を除き、保健主事を置くものとし、その職務内容等を規定したこと（改正後の学校教育法施行規則第二二条の三、第五六条、第六五条および第七三条の九）。

保健主事は、学校における保健管理運営上の観点から、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当るものとして、小規模の学校であるなどの特別の事情がある場合を除き、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校および養護学校に置くこととしたものであること。

実施基準も通達

文部省体育局長から

（四）関係法令の改廃  
法、令および規則の施行にとも  
なつて、関係法令に所要の改正を  
行い、または従前の法令を廃止し  
たこと。

十四、通達の廃止

次に掲げる通達は、廃止するこ  
と。

(1) 昭和二九年一月一九日付文初  
保第九四二号初等中等教育局長通  
達「保健室の設備並びに学校医及  
び学校歯科医の職務等について」

(2) 昭和二九年七月一四日付文初  
保第四一五号初等中等教育局長通  
達「学校教育法施行規則の一部を  
改正する省令の制定について」  
(学校薬剤師の設置関係)

(3) 昭和三一年四月一四日付文初  
保第二〇〇号初等中等教育局長通  
達「学校身体検査の実施の徹底に  
ついて」

(4) 昭和三一年一〇月一九日付文  
初保第四七一号初等中等教育局長  
大学学術局長通達「学校身体検査  
における結核の健康診断の事後指  
導について」

付で局長通達により次の事項を示して、円滑な運営を要望した。

文体保第五五号（昭和三十三年六月十六日）

各都道府県教育委員会

各都道府県知事

文部省体育局長 清水 康平

学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について（通達）

学校保健法および同法施行令の施行については、六月一六日付文体保第五四号文部事務次官通達をもつて御了知のことと存じますが、なお同法、施行令および施行規則に実施基準の定めのない事項については、下記を御参照の上、各地方各学校の事情を考慮して、同法の円滑な運営を図られるようお願いいたします。

なお、都道府県の教育委員会においては管下各市町村当局に対し、都道府県知事においては所管の私立学校に対して、この旨を御示達下さいます。

記

## (一) 一、学校保健計画について

- (+) 学校保健計画は、学校保健法、同法施行令および同法施行規則に規定された健康診断、健康相談あるいは学校環境衛生などに関することの具体的な実施計画を内容とすることはもとより、同法の運営をより効果的にさせるための諸活動たとえば学校保健委員会の開催およびその活動の計画なども含むものであつて、年間計画および月間計画を立てこれを実施すべきものであること。

ウロコ日



武田夢景

# に虫駆団集

## ● 武田の駆虫薬

( 2 錠入 )

# アスカルル錠

2錠中にカイニン酸5mgとサントニン5.0mgを含有

大阪市東区道修町

# 武田薬品工業株式会社

- ①蛔虫・蛲虫・鞭虫に優れた効果を発揮する
- ②副作用の心配がなく小児に安心して使用できる
- ③絶食したり、下剤をかける必要がない。
- ④無味・無臭なので、のみやすい。

# 学校保健法の解説

—実務指導を中心として—

文部省体育局学校保健課長 塚田治作

共著

” ” 補佐・渋谷敬三



## 学校保健関係者必読の指針書!!

序・推奨

文部省初等中等教育局長

内藤薈三郎

”

文部省体育局長

清水康平

”

財団法人日本学校保健会会長

栗山重信

### 本書の内容

関係各方面の長年の要望であつた学校保健法と同法施行令、施行規則がこのたび制定公布されました。

この法律は、学校における保健管理に関する制度の全般にわたり必要な事項を規定したものであり、従来学校教育における盲点とも言われていました学校保健の画期的振興を図ろうとするものであります。

本書は、本法律立案の衝にあたられた文部省塚田学校保健課長及び渋谷同課長補佐が、本法律の施行にあたり、教育委員会関係職員、学校長、保健主事、養護教員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他の関係者のために、これを如何に解釈し、運用すべきかを平易に解説した恰好の実務指導書であり、是非とも日常坐右にせられて、ご熟読いたゞきたくおす、めいたすものであります。

裏面添付申込書により  
今すぐお申入下さい

### 本書の特色

- 一、立案担当者による唯一の権威書
- 二、法律、政令、省令、通達の全般にわたる解説書
- 三、平易で実務に即した解説書

- 四、校長、保健主事、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教育委員会関係職員の必備の書
- 五、優美装幀、上製、低価格奉仕

定価 300円(元24円)  
頁数 300余頁  
大きさ A5判

第一法規出版社

発行

本社 東京都港区芝琴平町31 電話(50)代表3436

支社 長野市岡田町176 電話 代表 4901

大阪市西区阿波堀通2ノ34 電話(53)2341

所

営業所 札幌・仙台・名古屋・広島・高松・福岡

# 目次

|                               |                                    |
|-------------------------------|------------------------------------|
| 序章                            | 一 学校保健の沿革                          |
|                               | 二 本法制定の趣旨                          |
|                               | 三 本法の概要                            |
| 第一章 総則                        | 一 この法律の目的                          |
|                               | 二 学校保健計画                           |
|                               | 三 学校環境衛生                           |
| 第二章 健康診断及び健康相談                | 一 就学時の健康診断                         |
|                               | 二 対象者及び保護者への通知                     |
|                               | 三 時期、検査の項目、方法及び技術的基準、健診票           |
|                               | 四 事後措置                             |
|                               | 五 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断                |
|                               | 六 概説                               |
|                               | 七 定期的健康診断、時期、検査の項目、方法及び技術的基準、健康診断票 |
|                               | 八 事後措置                             |
|                               | 九 職員の健康診断                          |
|                               | 十 概説                               |
|                               | 十一 定期的健康診断                         |
|                               | 十二 市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の定期的健康診断     |
|                               | 十三 臨時の健康診断                         |
|                               | 十四 健康相談                            |
| 第三章 伝染病の予防                    |                                    |
| 第八章 本法と他の関係法                  |                                    |
| 第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 | 一 学校保健技師                           |
|                               | 二 学校医                              |
|                               | 三 学校歯科医                            |
|                               | 四 学校薬剤師                            |
| 第五章 地方公共団体の援助及び国の補助           | 一 要保護及び準要保護児童生徒医療費についての地方公共団体の援助   |
|                               | 二 要保護及び準要保護児童生徒医療費についての国           |
|                               | 三 教員結核健康診断費についての国の補助               |
| 第六章 雜則                        | 一 保健室                              |
|                               | 二 保健所との連絡                          |
|                               | 三 学校の設置者の事務の委任                     |
| 第七章 附則関係                      | 一 この法律の施行期日                        |
|                               | 二 学校薬剤師の設置の特例                      |
|                               | 三 学校教育法等関係法律の一部改正                  |

## 序章

- 一 学校保健の沿革
- 二 本法制定の趣旨
- 三 本法の概要

## 第一章 総則

- 一 この法律の目的
- 二 学校保健計画
- 三 学校環境衛生

## 第二章 健康診断及び健康相談

- 一 就学時の健康診断
- 二 対象者及び保護者への通知
- 三 時期、検査の項目、方法及び技術的基準、健診票
- 四 事後措置
- 五 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断
- 六 概説
- 七 定期的健康診断、時期、検査の項目、方法及び技術的基準、健康診断票
- 八 事後措置
- 九 職員の健康診断
- 十 概説
- 十一 定期的健康診断
- 十二 市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の定期的健康診断
- 十三 臨時の健康診断
- 十四 健康相談

|                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 第一章 総則         | 一 出席停止とその期間の基準                 |
|                | 二 臨時休業                         |
|                | 三 その他予防方法                      |
|                | 四 一般公衆衛生法規における伝染病の予防           |
|                | 五 学校における伝染病の予防の具体例             |
| 第二章 健康診断及び健康相談 | 一 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師    |
|                | 二 学校保健技師                       |
|                | 三 学校医                          |
|                | 四 学校歯科医                        |
|                | 五 学校薬剤師                        |
| 第三章 附則         | 一 校長                           |
|                | 二 保健主事                         |
|                | 三 養護教員                         |
|                | 四 一般教員                         |
| 第四章 附録         | 一 資料                           |
|                | 二 学校保健法案の国会審議の状況及び附帯決議         |
|                | 三 学校保健法案の文部大臣提案理由及び提案理由補足説明    |
|                | 四 学校保健に関する立法措置についての答申、決議要望等    |
| 第五章 附則         | 一 資料                           |
|                | 二 諸外国の学校保健事情                   |
|                | 三 学校保健関係実態計数                   |
| 第六章 附則         | 一 学校保健法施行令                     |
|                | 二 学校保健法施行規則                    |
|                | 三 学校保健法及び同法施行令等の施行について         |
|                | 四 学校保健法および同法施行令等の施行に伴う実施基準について |

## 律との関係

- 一 本法と学校教育法その他の教育関係法規との関係
- 二 本法と一般公衆衛生法規との他の法規との関係

## 第九章

- 一 学校における保健管理と校長、保健主事、養護教員、一般教員

# 申込書

学校保健法の解説

定価 300円(元24円)

部

上記購読申し込みます

昭和33年 月 日

御住所

御芳名

第一法規出版株式会社 御中

- (1) 年間計画は、おおむね次に掲げる事項についての時期、準備、運営等に関する具体的実施計画とすること。

(2) 法第七条の健康診断の結果に基づく事後措置

(3) 学校における伝染病および食中毒の予防措置

(4) 学校の環境衛生検査

(5) 学校の施設および設備の衛生的改善

(6) 大掃除

(7) 夏季保健施設の開催

(8) その他必要な事項

(9) 月間計画は、おおむね次に掲げる事項についての具体的実施計画とすること。

(10) 法第一一条の健康相談

(11) 学校内の清潔検査

(12) 児童、生徒または幼児の身体および衣服の清潔検査

(13) 体重の検査

(14) 学校保健委員会などの開催および運営

(15) その他必要な事項

(16) 学校保健計画を立て、および実施するにあたつては、学校保健委員会の意見を聞き、また学校における保健康管理と保健教育との関係の調整を図り、いつそう成果のあがるように努めることが必要であること。

(17) 学校保健計画の実施にあたつては、学校の職員の責任分担を明確にし、その円滑な実施を図ることが必要であること。

二、学校環境衛生について

- (一) 学校においては、学校環境衛生について、おむね次に掲げる事項について、毎学年又は毎学期定期に、または必要に応じ臨時に、検査を行うことが適当であり、その結果環境衛生上不適当なものが有るときは、すみやかにその改善を図らなければならないものであること。

(1) 学校における飲料水および用水。

(2) 教室その他学校における空気ならびに暖房および換気方法。

(3) 教室その他学校における採光および照明。

(4) 井戸および便所などの構造および周囲の状況。

(5) 学校給食用の食品および器具の衛生。

(6) その他必要な事項。

(二) 学校においては、日常、校舎特に教室の換気、採光、照明および保温を行なうよう注意し、その好適状態の維持に努めることが必要であること。

(三) 学校においては、校地、運動場校舎等の清潔を常に保つため、次に掲げる清潔方法を実施することが必要であること。

(1) 日常清潔方法 每授業日行う。

(2) 定期清潔方法 每学期少くとも一回大掃除を行う。

(3) 臨時清潔方法 水びたしその他の災害の場合ならびに運動会、学芸会等の学校行事および公衆の集合等によつて不潔となつた場合に行う。

(四) 第一条の健康相談は、次に

- (1) 揭げるような者を対象として、実施するものであること。

(2) (1) 健康診断の結果、継続的な観察および指導を必要とする者。  
(2) 日常の健康観察の結果、継続的な観察および指導を必要とする者。

(3) 病気欠席勝ちである者。

(4) (3) 児童、生徒等で自らが心身の異常に気付いて健康相談の必要を認めた者。

(5) 保護者が当該児童、生徒等の状態から健康相談の必要を認めた者。

(6) 修学旅行、遠足、運動会、对外運動競技等の学校行事への参加の場合において必要と認める者。

(7) 健康相談は校長が学校医または学校歯科医に行わせ、健康相談には担任の教員が立ち合うものとし、必要に応じ保護者も立ち合うことが適当であること。

(8) 健康相談は、毎月定期的に、おより必要があるときは臨時に、時刻を定めて行うこととし、保健室において行うものとすること。

四、保健室について

本書は、従来学校教育における盲点とも言われていた学校保健の画期的振興を図ろうとする学校保健法の制定実施に当たり本法立案の衝にあつた塚田課長、渋谷課長補佐が、学校保健関係者のため平易に解説

学校保健法の解説

文部省学校保健課長塚田治作  
同課長補佐 渋谷敬三 共著

最近放射能雨は、非常に減つて來ていたが、七月三日東京都内の降雨量について検査したところ二〇〇〇カウントを数えて、都民を驚かせたが、これはアメリカの原爆実験によるものと見れてゐる。

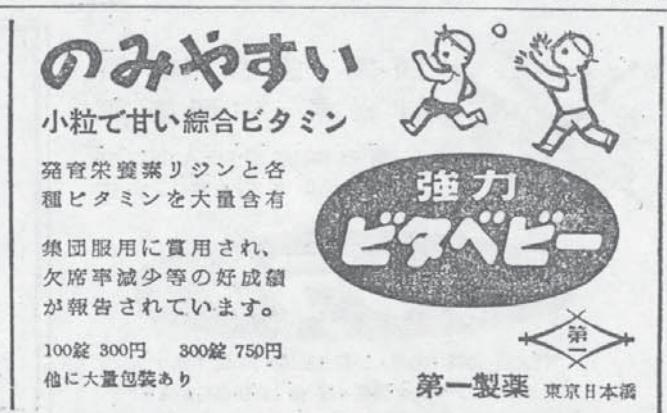
また放射能雨降る

別紙II保健室の備品(紙面の都合により次号に掲載致します。御了承願います)

(三) 備をすることが適当であること  
保健室には、最低別紙の備品を  
備えることが適当であるが、備品  
の品目および数量は、学校の種別  
規模等に応じて適宜定めるものと  
し、品目によつては、たとえばオ  
レンジオメータのようなものにつ

(一) 保健室は、法第一九条の規定により、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため設けられるものであるから、これに応じた設備をすることが必要であること。

(二) 保健室は、使用に便利で通風、採光の良好な位置に設け、暖房設



## 食中毒などの予防を要望

文部省体育局長から注意を通達

文部省体育局では、学校における赤痢・食中毒等の予防について六月廿三日付局長通達(文体保第六三号)をもつて、各都道府県教育委員会、各都道府県知事、国立高等学校校長並に附属学校を有する国立大学長に対し次のような注意事項を示し、予防対策に万全を期すよう要望した。

学校における赤痢・食中毒等の予防について(通達)

一、給水施設、学校給食施設、便所等の施設、設備の衛生状態を再検討し、環境衛生上不備の点があるときはすみやかに改善を図ることとくに、井戸水を使用している場合には、水質検査を行うようつとめること。

二、学校給食については、とくに調理従事者の手洗いを励行させるほか、毎月一回検便、健康診断を行うようつとめ、また、学校給食用食品の購入、保存、調理等について注意すること。

三、学校においては、学級ごとに毎日の児童、生徒又は幼児の欠席率に注意し、平常の欠席率より急速に增加了した場合は、とくに調理従事者の手洗いを励行させるほか、毎月一回検便、健康診断を行なうようつとめ、また、学校給食用食品の購入、保存、調理等について注意すること。

文部省体育局では、学校における赤痢・食中毒等の予防について六月廿三日付局長通達(文体保第六三号)をもつて、各都道府県教育委員会、各都道府県知事、国立高等学校校長並に附属学校を有する国立大学長に対し次のような注意事項を示し、予防対策に万全を期すよう要望した。

学校における赤痢・食中毒等の予防について(通達)

一、給水施設、学校給食施設、便所等の施設、設備の衛生状態を再検討し、環境衛生上不備の点があるときはすみやかに改善を図ることとくに、井戸水を使用している場合には、水質検査を行うようつとめること。

二、学校給食については、とくに調理従事者の手洗いを励行させるほか、毎月一回検便、健康診断を行なうようつとめ、また、学校給食用食品の購入、保存、調理等について注意すること。

三、学校においては、学級ごとに毎日の児童、生徒又は幼児の欠席率に注意し、平常の欠席率より急速に增加了した場合は、とくに調理従事者の手洗いを励行させるほか、毎月一回検便、健康診断を行なうようつとめ、また、学校給食用食品の購入、保存、調理等について注意すること。

奥村副会長 晴れの受賞

財團法人日本学校保健会副会长  
長 奥村鶴吉(写真上) 同副会长  
兼理事長岩原拓(写真下)の両氏は長年教育事業につくしたので、去る五月三日、それぞれ藍授褒章を授与された。

三、相模湖事件(溺死)昭和二十九年十月八日、東京都麻布中学校二年生二百八十名が相模湖へ日帰り遠足に行き、遊覧船が沈没して、乗船の生徒七十二名中、二十二名が溺死した。

三、紫雲丸事件(溺死)昭和三十年五月十一日、高松宇野連絡船紫雲丸が国鉄貨物船第三宇高丸と衝突

に高くなつた学級があるときは、その原因を調べ、赤痢・食中毒患者の早期発見につとめること。

四、児童生徒に対し、夏季に多い赤痢・食中毒の予防について指導し、とくに日常生活において食前、用便後、および作業や運動後の手洗いを励行するよう指導すること。

なお、農村においては、有機燃製剤による危害発生も少くない。一方で、児童、生徒又は幼児の同剤散布地域への立入および附近の河川

初保第三六〇号「学校における赤痢・食中毒等の予防について」文部省初等中等教育局長・文部省管理局長通達。

二、昭和三十一年六月十九日付文管学第二五〇号「学校給食における食品衛生について」文部省管理局長・文部省初等中等教育局長通達。

三、昭和三十一年四月十三日付文初保第一九四号「学校における伝染病発生の状況報告について」文部省初等中等教育局長通達。

四、岩手県下バス転落事件 昭和三十一年五月十四日、岩手県北上市飯豊町の飯豊橋で松島方面修学旅行の帰途のバスが自転車を避けようとして橋上より川に転落し、死亡者八名、負傷者十名を出した。

五、参宮線列車事故 昭和三十一年十月十五日、参宮線六軒駅に進入してきた二百四十三列車が脱線転覆し、これに二百四十六列車が接触したため、修学旅行のため乗車中の坂戸高等学校生徒二十六名死亡、十六名負傷、同土浦高等学校生徒二十二名が負傷した。

以上の重大な事故災害は学校安全についての強い関心をひき起し、傷害補償への要望も強化された。

## 学校安全と重大災害の実例

一、松島事件(集団赤痢)昭和二十七年十月、千葉県市川市立第二中学校他四の中学校が松島の旅館に宿泊したところ、旅館の自家水道水の中に赤痢菌が侵入していて、これを飲んだ前記市川二中の生徒一名死亡、その他被患入院したものの五十一名、保菌者百四十七名を出した。

これまで社会問題になつた児童生徒の傷害は修学旅行の関係もあつて、五月から十月にまたがつて、ここに再録して参考に供しよう。

一、松島事件(集団赤痢)昭和二十七年十月、千葉県市川市立第二中学校他四の中学校が松島の旅館に宿泊したところ、旅館の自家水道水の中に赤痢菌が侵入していて、これを飲んだ前記市川二中の生徒一名死亡、その他被患入院したものの五十一名、保菌者百四十七名を出した。

二、相模湖事件(溺死)昭和二十九年十月八日、東京都麻布中学校二年生二百八十名が相模湖へ日帰り遠足に行き、遊覧船が沈没して、乗船の生徒七十二名中、二十二名が溺死した。

三、紫雲丸事件(溺死)昭和三十年五月十一日、高松宇野連絡船紫雲丸が国鉄貨物船第三宇高丸と衝突

における遊泳の禁止について適切な指導をするようつとめられたい

〔備考〕昭和三十二年六月二十六日付文初保第三六〇号「学校における赤痢・食中毒等の予防について」文部省初等中等教育局長・文部省管理局長通達。

して沈没し、修学旅行のため乗船していた四の小中学校の児童生徒三百四十九名のうち、九十九名が死亡し、その他に教員四名、父兄三人も死亡した。



頭痛・歯痛・感冒  
神経痛・生理痛等  
痛みはすぐにストップ  
気分はサッパリします

新グレラン錠

(包裝) 10錠 100円・20錠 180円・100錠 700円  
製造 グレラン製薬・販売 武田薬品工業

プールの消毒は  
優秀な関東電化の  
“高度晒粉”を

有効塩素 60% 以上  
東京都学校保健会推薦  
ビニール塗装 20kg 入

東京都中央区日本橋本町四ノ十四番地

総代理店 株式会社 千葉服馬商店  
電話茅場町 (66) 3475.4593.4892.8458 番

# 学校保健用品

日本学校保健会

## 推せん公 告

本会学校保健用品推せん規程により今般次の推せん状を交付した。

### 第十七号

#### 推せん状

東京都台東区御徒町三丁目一番地

株式会社 山越製作所

一、品名 KYS 小型オジオメータ M-6型

二、規格及び形状

三、主たる性能及び特徴

四、価格 二八、〇〇〇円

右記の品は学校保健上適切なるものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会

理事長 岩原 拓

規格及び形状

電源 交流85~100V 50C-S 60C-S

周波数 500' 1000' 2000' 4000' 8000'

気導 最大値90db 最小値-10db

大きさ及び重量 180×300×160mm 約51kg

主たる性能及び特徴

一、検者が周波数を切換えて減衰器を操作し、被検者の応答を求めて計測することもでき、同時に被検者自身に押ボタンスイッチを操作させて連続周波数聴闘の自動記録を行うことができる。

二、この記録は連続周波数ばかりでなく、任意の固定周波数について行えるから、聴力の時間的変動や強さの弁別閾の精密計測に便利である。

三、記録せしめる際、任意な時に固定減衰を附加することができるの

で偽聴の看破が行える。また特に鋭敏な正常耳についても、30db迄の計測が可能である。

四、温度・湿度・電源等の変動に対して常に良好に動作し、永年の使用が可能である。

五、本器の使用は聴力計測に無経験の者でも立派に行え、使用方法の如何によつては、漸新な研究を行える点が特に注目されておる。

### 第十八号

#### 推せん状

一、品名 イオンブラシ、ライオン子供用(電気歯ブラシ)

二、規格、形状及び特徴

ハンドルの中に乾電池を装置し、イオン交換の作用に依つて歯磨中

に含まれたる弗素を歯のエナメル質に浸透させムシ歯と膿漏及び歯齦炎等の予防に効果あらしめる。

三、生産者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋堀留町二丁目九番地 ライオン歯磨株式会社

四、販売者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋堀留町二丁目九番地 ライオン歯磨株式会社

五、価格 一本二〇〇円

右記の品は学校保健上適切なるものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会

理事長 岩原 拓

規格及び形状

電流 85~100V 50C-S 60C-S

周波数 500' 1000' 2000' 4000' 8000'

気導 最大値90db 最小値-10db

大きさ及び重量 180×300×160mm 約51kg

主たる性能及び特徴

一、検者が周波数を切換えて減衰器を操作し、被検者の応答を求めて計測することもでき、同時に被検者自身に押ボタンスイッチを操作させて連続周波数聴闘の自動記録を行うことができる。

二、この記録は連続周波数ばかりでなく、任意の固定周波数について行えるから、聴力の時間的変動や強さの弁別閾の精密計測に便利である。

三、記録せしめる際、任意な時に固定減衰を附加することができるの

一、品名 ライポンF  
二、組成 本品はアルキルベンゾール(石油系)を原料とした中性の合成洗剤である。

三、性質及び特長(左記)  
四、包装及び価格(左記)

五、生産者の住所及び氏名(左記)  
六、販売者の住所及び氏名(左記)

右記の品は学校保健上適切なものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会  
理事長 岩原 拓

規格及び形状

1. 性質及び特長  
石鹼系中性洗剤にして水に透明に溶け、その水溶液は中性、無臭無味である。

2. 飲食用器具類の洗浄に使用する場合、その実質を害せず、かつ洗浄効果が極めて顕著であり、特に学校給食において食器類の洗浄用として優れたものと認められる。

3. 野菜、果実等の洗浄に使用する場合、その実質を害せず、蛔虫卵農薬等の洗浄除去並びに大腸菌等の除菌に優れた効果を現わす。

4. 毒性を有せず有害な不純物を含

有しない。

5. 包装及び価格

1. 包装  
ボトル筒形ボトル箱入  
2. 量内容  
一升  
3. 價格  
一升  
4. 木箱  
5. 荷姿  
6. 対象

一、品名 教学チョーク  
二、規格 JIS G 6104 四六五五号  
三、形状 円柱形  
四、主たる性能及び特徴  
右記の品は学校保健上適切なるものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会  
理事長 岩原 拓

規格及び形状

1. 性能及び特徴  
右記の品は学校保健上適切なるものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会  
理事長 岩原 拓

規格及び形状

1. 性能及び特徴  
右記の品は学校保健上適切なるものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会  
理事長 岩原 拓

規格及び形状

1. 性能及び特徴  
右記の品は学校保健上適切なるものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会  
理事長 岩原 拓

規格及び形状

1. 性能及び特徴  
右記の品は学校保健上適切なるものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日

財団法人 日本学校保健会  
理事長 岩原 拓

生産者の住所及び氏名  
東京都江戸川区平井三ノ二三九七  
ライオン油脂株式会社  
大阪市西区土佐堀通り二ノ三二  
ライオン油脂株式会社大阪出張所  
札幌市北一条西五ノ二  
ライオン油脂株式会社札幌出張所  
小倉市東港町三ノ二  
ライオン油脂株式会社九州出張所  
東京都中央区京橋八丁堀一ノ二  
ライオン油脂株式会社営業所  
大阪市西区土佐堀通り二ノ三二  
ライオン油脂株式会社大阪出張所  
東京都豊島区池袋一丁目八三六  
日本教学工業株式会社  
昭和三十三年六月五日

規格及び形状  
(製法・特許)

1. 性能及び特徴  
右記の品は学校保健上適切なるものとして推せんする。

昭和三十三年六月五日



高単位総合ビタミン剤

東京都豊島区 大正製薬株式会社

# 地方だより

関東甲信越静学校

## 保健大会

昭和三十三年度関東甲信越静学校保健大会は、六月十四日から三日間、東京九段の九段会館で開かれた。待望の学校保健法成立後の初の大会だけに参加者も今までにない多数で五百名を超す盛会であった。

第一日は、開会式につづいて全体協議会が開かれ(1)就学前健康診断の法制化について(2)児童生徒並びに教職員の結核検診について(3)保健室整備について(4)学校医、学校歯科医、学校薬剤師の地位とその職務について(5)学校管理下における児童生徒の災害補償についての五項目について極めて熱心な討議が行われた。引続いて午後は東京教育大教授上武正二氏の「学校における精神衛生」と題する特別講演が行われたあと、職域別協議会が開かれ、いずれの部会も極めて盛會のうちに熱心な研究討議が展開された。

第二日は、九段会館周辺の各会場に別れて七分科会が持たれ、十一班にわたつて研究発表及び協議が行われた。引続いて午後は、全体協議会を残して盛會裡に閉会式を行い、散会した。各分科会の座長、並びに指導助言者は次のとおりであつた。

第一分科会(行政組織) 倉邦雄、徳武与吉郎、指導助言者

第二分科会(保健主事) 保健主事

第三分科会(保健教育) 幼稚園長

第四分科会(保健組織) 幼稚園長

第五分科会(保健組合) 幼稚園長

第六分科会(保健衛生) 幼稚園長

第七分科会(保健研究) 幼稚園長

第八分科会(保健施設) 幼稚園長

第九分科会(保健運動) 幼稚園長

第十分科会(保健生活) 幼稚園長

第十一分科会(保健社会) 幼稚園長

第十二分科会(保健文化) 幼稚園長

第十三分科会(保健社会) 幼稚園長

第十四分科会(保健文化) 幼稚園長

第十五分科会(保健社会) 幼稚園長

第十六分科会(保健文化) 幼稚園長

第十七分科会(保健社会) 幼稚園長

第十八分科会(保健文化) 幼稚園長

第十九分科会(保健社会) 幼稚園長

第二十分科会(保健文化) 幼稚園長

第二十一分科会(保健社会) 幼稚園長

第二十二分科会(保健文化) 幼稚園長

第二十三分科会(保健社会) 幼稚園長

第二十四分科会(保健文化) 幼稚園長

第二十五分科会(保健社会) 幼稚園長

第二十六分科会(保健文化) 幼稚園長

第二十七分科会(保健社会) 幼稚園長

第二十八分科会(保健文化) 幼稚園長

第二十九分科会(保健社会) 幼稚園長

第三十分科会(保健文化) 幼稚園長

第三十一分科会(保健社会) 幼稚園長

第三十二分科会(保健文化) 幼稚園長

第三十三分科会(保健社会) 幼稚園長

第三十四分科会(保健文化) 幼稚園長

第三十五分科会(保健社会) 幼稚園長

第三十六分科会(保健文化) 幼稚園長

第三十七分科会(保健社会) 幼稚園長

第三十八分科会(保健文化) 幼稚園長

第三十九分科会(保健社会) 幼稚園長

第四十分科会(保健文化) 幼稚園長

第四十一分科会(保健社会) 幼稚園長

第四十二分科会(保健文化) 幼稚園長

第四十三分科会(保健社会) 幼稚園長

第四十四分科会(保健文化) 幼稚園長

第四十五分科会(保健社会) 幼稚園長

第四十六分科会(保健文化) 幼稚園長

歯科医、学校薬剤師、PTA、教育委員会関係者、学校保健団体関係者

東北地区学校保健大会

月二十一日午前八時から、山形市の山形県医師会館で青森、岩手、秋田、宮城、福島、新潟、山形の各県学校保健関係者多数が参加して盛大に開催された。当日は、日本学校保健会

々長栗山重信氏の特別講演のほか、二十二題に及ぶ研究発表が行われ、また「児童生徒の健康管理はどうあ

るべきか」についてのシンポジウムが行われた。

第一回五大都市学校保健協議会は去る六月六、七の両日横浜市のニューグランドホテルで開かれた。

第一回は全体会議と杉靖三郎氏の特別講演があつてから、学校医、学

校歯科医、学校薬剤師、PTA、学

校長、保健主事、養護教諭、市教委

特別講演があつてから、学校医、学

校歯科医、学校薬剤師、PTA、学

校長、保健主事、養護教諭、市教委

の八部門に別れての第一分科協議会

が開かれ、また第一回は、学校保健

の組織活動、健康教育、健康管理の三

部門にわたる第二分科会が持たれ、いすれも極めて熱心な討議が行われた。

# あさまにはコレを!

歯そのものを強くする歯磨です

こどもライオンには特にのび盛りの  
お子様の歯に有効なフッソを配合し  
てあります。ムシ歯を防ぐことは  
もちろん歯そのものを強くします。

…クリームはみがき…

# こどもライオン

30円

T116